

人的資本投資としてのベーシック・インカム の可能性について



金融研究部門 上席主任研究員 遅澤秀一
chizawa@nli-research.co.jp

【要旨】

1

最近、すべての個人に対して無条件かつ定期的に所得を給付するベーシック・インカム（基本所得）が注目を集めている。日本ではシビル・ミニマムを保障する政策として生活保護等がある。しかし日本の制度は受給者に対しては比較的手厚いが、受給者の範囲が狭く貧困家庭の捕捉漏れがあるとの批判がかねてよりあった。雇用形態の変化やワーキング・プア問題が顕在化し、従来の制度の綻びが目立つようになってきたことが、ベーシック・インカムが注目されている背景にある。

2

ベーシック・インカムの歴史は長いため、政治思想的側面だけでなく制度論としても議論されてきた。従来からある批判の主だったものは、「働かざるもの食うべからず」「何もしないでも金がもらえるのならば誰も働かなくなる」「なぜ金持ちにまで支給するのか」「莫大な財源が必要で非現実的だ」といった根源的なものが多い。しかし、このような基本的問題に関しては議論されてきたものの、政治的立場が異なる人達を完全に納得させるには至っていない。

3

本稿では、従来の議論では副次的効果とされてきた生き方や働き方の多様化を前面に出し、低所得層への生活支援を反射的效果とすることによって、人的資本投資の観点からベーシック・インカムの再構築を行い、イデオロギー色を薄めることを試みた。さらに、ベーシック・インカムの難点と言える財源問題についても、人的資本投資としての位置付けと整合性を保ちつつ、定率所得税と死亡時一括払い世代別人頭税の併用によって、非現実的と批判を浴びがちだった従来の議論に見られた高率の所得税率や消費税率を回避できる可能性を示唆した。

[目次]

| | |
|------------------------|----|
| 1—はじめに | 3 |
| 2—他の福祉制度との比較、位置付け | 3 |
| 1 生活保護との比較 | 3 |
| 2 雇用保険との比較 | 3 |
| 3—ベーシック・インカムへの批判 | 4 |
| 1 どのような批判があるか | 4 |
| 2 働かざるもの、食うべからず | 4 |
| 3 労働意欲の低下 | 5 |
| 4 なぜ金持ちにも支払うのか | 5 |
| 5 政策効果 | 6 |
| 6 財源 | 6 |
| 4—人的資本投資としてのベーシック・インカム | 7 |
| 1 本稿の立場 | 7 |
| 2 狙い、あるいは何を指しているのか | 8 |
| 3 人的資本投資としての位置付け | 9 |
| 4 ベーシック・インカム批判論に対して | 9 |
| 5 財源をどう考えるか | 10 |
| 6 既存の年金制度をどう扱うのか | 12 |
| 5—終わりに | 12 |

1—はじめに

2009年8月の衆議院選挙の際、新党日本は国民全員に毎月5万円を支給するベーシック・インカムをマニフェストに盛り込んだ。ベーシック・インカムとは、すべての個人に対して無条件かつ定期的に支払われる所得のことで基本所得とも呼ばれる。ベーシック・インカムは政治思想や社会保障の研究者や市民運動家の間では知られていたが、国政レベルの政策としてマニフェストに提示されたことにより広く注目を集めることになった。しかしベーシック・インカムそのものは決して新しい政策ではなく、その萌芽は18世紀末期まで遡ることができる¹。その最大の特徴は、「全員に無条件に」ということにある。ここで無条件というのは、年齢、性別、婚姻上の地位、職業（あるいは求職の意思）、所得、資産等に関係なく支給されることを意味する。

日本ではシビル・ミニマムを保障する政策として生活保護があり、また、失業時には雇用保険がある。では、ベーシック・インカムとこれらの制度とはどこが違うのであろうか。次章で相違点を検討して、特徴や利点を明らかにしよう。つぎに第3章ではベーシック・インカムへの批判や疑問について検討し、政策論としての問題点を明らかにする。そしてその議論を踏まえて、第4章で現在の日本でより現実的なベーシック・インカムのあり方について論じる。

2—他の福祉制度との比較、位置付け

1 | 生活保護との比較

生活保護制度との相違は申請主義とミーンズ・テスト（資力調査）の有無にある。生活保護を受給するには、まず自ら申請しなければならない。そして所得や資産を調査され、受給資格があるかどうかを確認される。また、生活保護受給後も生活に関する確認を受けると同時に、働いて収入を得ると生活保護受給額が減額される。これらの点についてはかねてより批判が多い。まず申請主義では必要な法律知識や書類を揃える事務能力を持ち合わせない人達を排除することになるという批判がある。そもそもそのような能力があれば職を見つけることも可能であり、それができないから生活に困窮している人達にとってはハードルが高すぎるというわけだ。また、ミーンズ・テストによってプライバシーが侵害されるとの批判もある。さらに、働いて所得を得ると受給額が減額されるので労働意欲が減退してしまい、結局、生活保護から抜け出せなくなるという弊害も指摘されている。ベーシック・インカムの場合、無条件にすべての市民に支給されるため、これらの批判は当てはまらない。

2 | 雇用保険との比較

雇用保険の場合、求職の意思が前提とされる。給付を受けるためにはハローワークに求職申し込みが必要だからである。また、給付日数には上限が定められており、あくまでも新しい職を速やかに見つけることが前提となっている制度である。日本の場合、諸外国よりも受給条件が厳しく、また、近

¹ 1796年、トマス・ペインは「農民の正義」の中で、国家基金の創設と、基金から21歳に達したすべての男女に15ポンドを、50歳以上の者には10ポンドを支払うことを提唱した。その根拠は、世界は本来共有財産であるので、私有財産所有者は無産者に補償を払うべきだということであった。

年の派遣等の短期雇用者の増加もあって、失業者のセーフティ・ネットとして必ずしも機能しているとは言い難い。だがベーシック・インカムの場合、職業や求職の意思が必要要件とされていないので、当然、雇用保険よりもカバーする範囲が広がる。

以上のように、ベーシック・インカムはセーフティ・ネットとして現行の制度にはない優れた特性を持っている。さらに社会貢献や文化活動のように、必ずしも営利に繋がらない活動への参加を可能にするという副次的効果も期待されている。だがそのような利点を持ちながらも、現実の政策に反映されることがないのはなぜだろうか。ベーシック・インカムには根強い支持者がいる反面、批判や疑問を持つ人達が多いのも確かである。次章ではベーシック・インカムへの批判や反論について扱い、それらに対する再反論についても検討する。

3—ベーシック・インカムへの批判

1 | どのような批判があるか

冒頭に述べたように、ベーシック・インカムが提唱されてからすでに2世紀以上経っている。その間、イデオロギーの左右にかかわらず、さまざまな立場から賛同者が出る²一方で、批判者や懐疑論者の立場も幅広い。イデオロギーの左右から、同じ論点に関して正反対の批判がなされることも少なくないが、批判や疑問の中には類型化されたものも多い。ここでは、代表的な批判や疑問に関して、どのように反論し答えてきたのかを整理しておく。

2 | 働かざるもの、食うべからず

トニー・フィッツパトリック(2005)はその著書「自由と保障」の中で、ベーシック・インカムに対する批判と再反論を整理するため、サーファーを例に出している。これは米国を代表する政治哲学者ジョン・ロールズが一日中サーフィンばかりして無為に過ごす「浜辺のサーファー」に対してもベーシック・インカムが支払われることを批判したことによる。つまり、社会に対して何も貢献していないし、その意思すら持たない者は単なるフリー・ライダーではないか、というわけである。この批判は直感的にわかりやすく、多くの人に訴えかける力を持っている。

さて、フィッツパトリックはどのように反論しているだろうか。第一の理由は、現存する社会の富や財は天然資源・土地や過去の人達の労働の成果といったさまざまな恩恵を受けており、すべてが現在の労働の成果ではないからだという。たとえ生産活動を何もしていないとしても、自然や過去の恵みの共同所有者としてその恩恵を受ける資格があるというのである。第二の理由は雇用レント説に基づくものである。もはやすべての人間に職を与えることができない以上、ある人間が雇用されていることは別の人間が職に就く機会を奪っているのであり、職を持っていること自体が資産と考えられる。

² リベラル派が主張するのは理解できるだろうが、リバタリアンやそれに近い立場の人達の中にもベーシック・インカムに賛同する人達がいる。Charles Murray(2006)の中で、“What It Means to Be a Libertarian”という著書もあるMurrayは、21歳に達した市民に対して、年1万ドル(そのうち3000ドルは医療や年金に充当)を給付する代わりに、福祉政策を整理しこの制度に一本化する案を提唱した。ベビーブーマーの高齢化もあり、将来はその方が財源的に有利になるという。

実際にはより低い賃金でも働きたいという人もいるはずで、現在の賃金との差額である雇用レント分を公正に配分すべきだというものである。第三は政策としての現実論である。たしかにフリー・ライダーが発生するのは避けられないが、フリー・ライダーとそうでない者を見分けるのは厄介だから止むを得ないとする。たとえば無償で社会奉仕活動を行うことを是認するのであれば、フリー・ライダーかどうかを見分けるためには活動を常時監視して、本当に活動しているのか確認しなければいけなくなるというのである。

3 | 労働意欲の低下

ベーシック・インカム導入時の懸念として、人々の労働意欲の低下が挙げられる。つまり、生活費を稼ぐために嫌々ながら働いている人達や社会にとって必要な仕事であっても低賃金で働いている人達が、働くのを止めてしまったり労働時間を短縮したりする可能性があるというのだ。だが、現在想定されているベーシック・インカムの金額程度では、働くのを完全に止めるのは難しいのが現実であろう。もちろん、待遇が不満であっても止むを得ず働いている人達の中には、労働時間を短縮する人も出るだろう。一方で、雇用者側にもベーシック・インカム導入と合わせて賃金を引き下げようとする動きが出るかもしれない。もし企業の労務費負担の減少が国際競争力向上につながれば、新たな職が提供される可能性もある。そのようなことを考えると、労働市場に与える影響は単純には計れない。それに加えて、ベーシック・インカム導入によって代替できる行政機能を削減すれば、新たな労働力が供給されることになる。そうなれば、ベーシック・インカムによって必要労働力が不足するというのは杞憂になるかもしれない。

4 | なぜ金持ちにも支払うのか

ベーシック・インカムは全員に給付されるため、富裕層にも同一金額が支払われる。リベラル派はこのことをかねてより問題視していた。富裕層に払う分を貧困層に回せば、その分厚く支給できるというわけだ。全員に給付する理由は理念によるものもあるが、所得や資産による選別主義を採用した場合の制度運営上の問題も大きい。厚生労働省の資料³によると、低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合（保護世帯比）は、推計方法にもよるが必ずしも高いとは言えない。つまり、日本の生活保護制度は受給者には比較的手厚いかもしれないが、すべての貧困層に行き渡っているわけではない。また、ワーキング・プアが問題となっているように、働いても生活保護受給者よりも生活水準が低い人も出るという逆転現象まで起きており、不公平感は拭えない。その点、ベーシック・インカムであれば、低所得層の捕捉漏れが発生する恐れはないし、働いた分は所得に加算される。また、前述のように生活保護制度の場合、ミーンズ・テストが必要になる。これはプライバシー保護の観点から問題があるだけでなく、行政コストの増大につながる。

また、貧困層に支給を限定するアイデアとして「負の所得税」がある。これはミルトン・フリード

³ 「生活保護基準未達の低所得世帯数の推計について」（厚生労働省・援護局保護課、平成22年4月9日、ナショナルミニマム研究会（第8回）資料）によれば、全国消費実態調査及び国民生活基礎調査のデータを基に推計した、低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合（保護世帯比）は、低所得世帯の定義（最低生活費の範囲、資産の考慮の有無）によって15.3%から87.4%までばらつきがあるが、一番拡大した定義のケースを除けば必ずしも高いとは言えない。

マンが提唱したことでも知られているが、このアイデアを現実的にしたものが給付付き税額控除である。これは所得税額が最低生活費として設定された税額控除分を下回る低所得世帯に対して、その差額（あるいは一定の比率をかけた額）を給付する制度である。中高所得層の場合、現行制度でも所得税の各種控除の実質的恩恵を受けていることを考えれば、ベーシック・インカムと本質的に差があるわけではない。もちろん、ベーシック・インカムは個人単位で、給付付き税額控除は世帯単位で制度が設計されているという相違はある。しかし、それ以外の制度設計が不可能なわけではない。また、個人単位か家計単位かという問題は、共同体主義やフェミニズム等の立場に依るところも多いので、これ以上は立ち入らない。

この制度の実務的問題点は、所得捕捉率が低いと不公平感が高まることにある。所得税の課税漏れはベーシック・インカムでも起こるが、負の所得税ではそれに加えて不正給付問題が発生してしまうからである。それにフローの所得だけで判断すると、現役世代が高齢者世代に対して不満を持つことも考えられる。高齢者世代はフローの所得が少なくとも、不動産や金融資産を持っていることも少なくないからである。また、負の所得税は事後給付の側面があるため、短期雇用者が増えている現在、貧困対策としての実効性の問題も出てこよう。たとえば、去年はそこそこの収入があったのに、今年になって怪我や病気で働けなくなったりリーマン・ショックのような事情で急に職を失ったりした場合、柔軟な対応が出来ずに後手に回るという懸念もあるからである。

5 | 政策効果

別の角度からの有力な反論は給付効果に対するものである。ベーシック・インカムは全員を対象とするため、現実問題として一人当たりの給付額は、給付対象を絞る場合よりも小額になる。そのため、福祉政策として有効でないという反論がありうる。裏を返せば、十分な額を給付しようとする、財源的に非現実的だとの批判になる。だが、この批判はベーシック・インカムのメリットと表裏一体である。選別主義的政策ではミーンズ・テストが不可避であるし、不公平感を完全に払拭することは難しい。事実、ワーキング・プア層は生活保護受給者の方が所得が高いと批判している。また、給付額と労働に対するインセンティブとは無関係ではないであろう。したがって、費用対効果や長所・短所は、理念に対してではなく、具体的な制度設計に対してなされるべきであろう。

6 | 財源

財源はベーシック・インカムを考える上で最大の難所である⁴。全員に一律支給するので、どうしても金額が膨らむからだ。2009年10月1日時点の日本の人口は約1億2750万人であり、一人当たり月5万円を支給する場合で約77兆円、月8万円では約122兆円という巨額の財源を手当てすることが必要になる。そのため、理念としてはともかく、財源論に踏み込むと机上の空論との批判を受けることも多い。

具体的なベーシック・インカムの財源を論じる場合、所得税、消費税、地価税、エネルギー税、環境税、相続税等が今まで検討されてきた。また、所得税に財源を求める場合、フラット・タックス（各種

⁴山森亮(2009)で、山森氏は「財源を問う議論は単なる”桐喝”」「財源の議論を持ち出す動機は往々にして、財源をどう調達するかについて議論したいのでなく、単に相手を黙らせたいだけであると思わざるを得ない」とまで書いている。

控除を全廃した上で定率課税)が提唱されることが多かった。フラット・タックスが採用される理由は、ベーシック・インカムの財源とする場合、定率でも現行の累進課税の最高税率を上回りにかねない水準になってしまうことが大きいだろう。もちろん、所得再配分に重きを置く場合は、累進課税を採用する立場もある。その場合、労働に対するインセンティブの問題が蒸し返されることになるだろう。消費税を財源とする案は、ドイツのドラッグストア・チェーン「デーエム」の経営者ヴェルナーが提唱している。法人税や所得税の形をとるにしても、結局は消費者が価格転嫁の形で負担することになるので、消費税に財源を求めるのが合理的だという。もっとも課税の容易さも採用の理由の一つであろう。

定率所得税を財源にした場合の試算例を小沢(2002)から紹介しよう。ベーシック・インカムの水準としては、一人当たり月8万円である。その場合、財源として必要なのは115.2兆円(8万円×12ヶ月×1.2億人)である。1999年度の社会保障給付額75兆円のうち、ベーシック・インカムで代替できる現金給付部分は43.5兆円あるという。つぎに新たな税源として、所得控除を廃止し給与所得に比例課税することを考える場合、平成14年度の給与総額222.8兆円に対して約50%の税率で財源調達が可能だとしている。

立岩・斉藤(2010)では、消費税を財源とした場合の試算結果の概略が紹介されている。こちらは基準年が異なるが、月8万円給付として総額122.6兆円である。2005年度の社会保障給付費87.9兆円のうち、ベーシック・インカムで代替可能な部分は、公的年金の二階部分を廃止しない場合、26.5兆円である。また、削減可能な歳出の無駄は14.5兆円と見込んでいる。したがって、ベーシック・インカム導入の新規コストは81.6兆円となる。これを消費税でまかなう場合の消費税率は、約39%になるという。

上記のように所得税や消費税を財源と見込む場合どうしても税率が高くなるため、再分配強化を目的とする立場以外では受け入れがたい人が多いのではないだろうか。高所得層のみならず中所得層の負担も大きくなりがちだが、中所得層の支持が得られない政策は実現が難しい。これがベーシック・インカムにおいて財源問題が最大のボトルネックとなる所以である。

ベーシック・インカム批判に対する再反論は、万人を説得する力を持っているだろうか。最初から立場が異なる人間に対しては受け入れがたい議論も多いように思える。また、財源も取れるところから取るという姿勢では、課税の合理性や政策としての現実性の点で問題が残るだろう。そこで次章では、より現実的な政策に近付けるため、視点を変えてベーシック・インカムを位置付けて再構築することを試みたい。

4——人的資本投資としてのベーシック・インカム

1 | 本稿の立場

従来の議論では、ベーシック・インカムの理念を正当化する根拠として、誰もが持つ自然権に立脚することが多かったが、それでは思想的あるいは政治的に立場が異なる人々を納得させることは難しいだろう。また財源問題でも、取れるところから取って分配すればよいというのでは、賛同者は広まるまい。そのため、ベーシック・インカムは理念としては歓迎され関心も高まりつつあるが、現実の政策論としては手詰まり状態にあると言っても過言ではない。

そこで本稿では、ベーシック・インカムを市民の権利から主張する立場を離れて、社会全体の人的資本投資と位置付けることを試みる。それによりイデオロギー色を薄め、貧困対策にとどまらない積極的意味合いを持たせることが狙いである。それと同時に、制度の狙いと整合性のある財源を考えることにより現実の政策として議論が深まることを期待している。

具体的に言えば、従来はベーシック・インカムの副次的効果とされてきた生き方、働き方の多様化を前面に出し、低所得層への生活支援を反射的効果とすることによって、人的資本投資の観点から再構築することを試みる。その背景にあるのは、脱工業化・情報化社会への転換が進んだ日本の状況を踏まえ、新たなビジネスの種を蒔き、成長産業を興したり、環境変化のリスクに対応したりするためには多様性が求められているという基本認識である。機械化・コンピュータ化により、供給サイドの余剰発生、需要不足による過小消費と高失業率が問題となっている状況の中で、ベーシック・インカムは福祉政策であると同時に経済効果も期待されているからでもある。

雇用の絶対量が不足しているのであれば、職に就けた人間は職があること自体が雇用レントを持つので、それを公平に分ち合うべきだというのが、雇用レント説であった。だが、職というのは単なる椅子取りゲームの対象に過ぎないのだろうか。現在、日本では第3次産業にシフトしている。言わば、食べていくのに直接的に必要な財を生産している人よりも、多様な面で生活を豊かにすることを生業としている人の方が多いのである。つまり、昔であれば職業自体が存在しなかったり、職業として成り立たなかったりしたものが、現在では立派に職業になっているということだ。これは職が決して椅子取りゲームの対象ではなく、社会を豊かにできる新たな職を今後も作り出せることを示唆している。実際、産業革命から今日の情報化社会に至るまで、新たな職業が創造され続けてきたのである。

このような流れを加速し新分野での雇用創出につなげるには、新しいことに挑戦するだけの自由度とゆとりが社会全体に必要なことになる。企業においても、3Mは勤務時間の15%を好きな研究に使うことが許されるという。また、Googleでは20%の時間を新しいことに費やさねばならないという。新しいビジネスや産業を興すためには人的投資が必要なのである。もちろん、企業と違って国家は時間を与えることはできないので、給付金という形をとる。一人当たり国民所得の20%の水準を目処にすると月5万程度となり、他のベーシック・インカム論者の提唱する数字と比べても遜色のない水準になる。

2 | 狙い、あるいは何を目標しているのか

本稿におけるベーシック・インカムの狙いは、社会全体のリスク回避度を低下させ、リスクを伴う人的資本投資を促す点にあり、再分配の促進にあるのではない。そのため、リスクを取るインセンティブを高めるため、結果としての格差は容認する。ジョン・ロールズの格差原理はもっとも恵まれない人達に焦点を当てているが、本稿の立場ではそれを最終目的としていない。最悪の事態でもリスクを許容できる範囲にとどめつつ、全体のリターンを最大化することを目指しているのである。これはポートフォリオ理論で言えば、CVaR(Conditional Value at Risk)⁵を許容限度内に抑制する制約条件のもとでリターン最大化を目指す定式化にイメージは近いかもしれない。この場合、低所得層と高所得層の恩恵が大きくなる一方で、中所得層では負担が増えるケースも出てこよう。しかし、グローバル

⁵ CVaRとはポートフォリオの収益率の損失がある確率水準よりも上回る場合の平均損失のことである。

化で世界的に中産階級の凋落が目立つ現在、誰にでも起こりうる程度の不運で生活が崩壊するリスクを低減させられるメリットは大きいと考えられる。つまり、投資と考えることによって、リスク低減による効用増も考慮に入れることが可能になる。

リベラル派は高所得者に対する所得税率を高めても彼らの意欲が低下するわけではないと主張し、累進性の高い税制を求めがちだが、これは重要な論点を看過していると言わざるを得ない。というのは、累進性の高い税制はこれから成功を目指す人達の意欲を低下させる可能性があるからだ。社会を活性化するには、現在の成功者の意欲だけでなく、将来の成功を志す人達がリスクを取ることを後押しすることも重要なのである。それには、成功した場合のインセンティブと失敗した場合のセーフティー・ネットが必要になる。つまり、人的資本投資としてのベーシック・インカムは、失敗した場合のリスク低減にあると言える。失敗したらすべてを失ったりホームレスになるのでは、リスク・ラバー（危険愛好家）以外に誰もリスクを取らなくなってしまう。公務員が公共性ゆえにではなく安定性ゆえに人気職業になる社会や起業が少ない社会は、経済の上でも精神の上でも閉塞した社会である。社会にとって大切なのは、誰が成功したかではなく、多くの意欲のある人間が挑戦し誰かが成功することなのである。だから、かりに成功したのが単に運が良かったのに過ぎないとしても、社会的インセンティブとして成功報酬が正当化されることになる。

3 | 人的資本投資としての位置付け

人的資本への投資を前面に出した案が過去になかったわけではない。たとえば、**Bruce Ackerman and Anne Alstott (2000)**で、アッカーマンは「ステーキホルダーズ・グラント」という制度を提唱した。21歳になった時点で、全員に8万ドルを一括給付し、死亡時に可能であれば給付分を返還するというものである。支給年齢から言って、教育や起業に使うことを期待されているのだろう。この制度の趣旨は生活援助ではなく、若者が世に出るのを手助けする人的資本投資にあることは明らかだ。そのため「ベーシック・キャピタル」と呼ばれることもある。本稿では、ステーキホルダーズ・グラントのように若者への一括給付⁶ではなく、全年齢層に対して定期給付する点が異なる。創造的な活動は必ずしも若者だけに期待しなくてもよいからである。また、そのような活動は生涯を通して継続されることが期待されるので、定期給付が望ましい。ただし、人的資本投資である以上、死亡時に資本回収を行うという発想は受け継ぐ。

4 | ベーシック・インカム批判論に対して

ここではベーシック・インカムに対する批判に対して、従来の反論と異なる立場を取る論点について

⁶ Ackermanは一括給付した8万ドルで毎月分配型の年金商品を購入することも可能だと指摘している。つまり、ベーシック・インカムは定時給付型のみだが、ステーキホルダーズ・グラントの方がより柔軟な制度だと位置付けである。ベーシック・インカムでは生活費に充当されるだけだが、ステーキホルダーズ・グラントでは大学進学資金などにも活用できるので、本人の意向でより長期的・建設的な目的に有効活用できるとしている。だが、実際はベーシック・インカム受給権を担保に借入れを行うことも可能だと考えられる。これは現在の日本でも年金受給権を担保にした「年金担保ローン」が存在することからも明らかである。また、教育ローンも本人の人的資本を担保とした教育目的の借り入れだと位置付けられよう。したがって、リスク・プレミアムを考慮した適当なディスカウント・レートで割り引けば、理論的にはベーシック・インカムとステーキホルダーズ・グラントのキャッシュフローは相互に転換可能である。とはいえ、現実にはステーキホルダーズ・グラントを一晚でカジノで失ったり、ベーシック・インカム制度があってもリスクを勘案して進学を断念したりするケースは起りうるだろう。

て扱う。第一は、「働かざる者、食うべからず」という労働倫理に関するものだ。第二は、なぜ金持ちにも支給するのかという、全員を対象にする一律性に関するものである。

第一の「働かざる者、食うべからず」に関する本稿の立場での再反論は、既存の仕事に拘らず、新しい仕事を作り出したり、間接的にでもそれに貢献したりする人間や時間を増やすことを目的にしている。現時点の職業・仕事だけで「働いている」かどうかを問題とすべきではないということだ。つまりベーシック・インカムによって、現在の生活や職業とは違う新しい行為を試みる人間が増えることを狙っているのである。期待しているのは、その中から新しいビジネスが生まれて来ることだ。種は多く蒔いておく必要がある。その中で大きく育つものを選別するには、市場の価値発見機能に委ねればよい。ロールズのサーファー批判になぞらえれば、サーフィン人口が増え、ショップやビーチの宣伝、あるいはプロ化等によって活用することを考える方が建設的だというのが本稿の立場である。

第二のなぜ金持ちにも支給するのかという問いには、本稿では人的資本に対する投資だからというのが答えになる。このような投資に対して誰が高いリターンを出すかについて信頼できる精度で予測することは困難だ。その場合、等ウェイトで投資することが合理的になる。すなわち全員一律支給となる。金持ちだからといってクリエイティブな成果を出せないという根拠はないからだ。また、富裕層にとってベーシック・インカムの金額はあまり意味を持たないのではないかという疑問もあるだろう。逆にだからこそ、ベンチャー・ビジネスに投資したり、若い世代が世に出るのを助けたりと、よりリスクな投資ができるというメリットもあるはずだ。

5 | 財源をどう考えるか

人的資本への投資という立場での財源はどう考えればよいのか。配当、出資、資本回収に分けて検討してみよう。まず配当として、社会にかかわる有形・無形の恩恵全般を広く考えるべきである。本来の狙いは新しい試み（ビジネスのみならず文化的・社会的貢献も含む）を促進することであるが、世代間格差是正、消費性向の高い層への所得移転による国内消費拡大や行政改革による無駄削減が期待される。そのような経済的効果に加えて、貧困対策、社会全体のリスク低下、社会保障の平等と制度の安定性確保による安心感の増加、大都市圏の再開発、地方のコミュニティ再構築等も期待される。

そこで出資金の位置付けで、各種控除を全廃した上での 20%フラット・タックスの所得税を財源とすることを考える。恩恵は社会全体に及ぶが、その恩恵は高所得者ほど大きいと考え、出資も所得に比例させる。20%という税率は、自由度を高めるための投資として 20%を目処としたことに平仄を合わせる意味もある。

また、ベーシック・インカム導入時には、当然、国民に背番号が付与されることになる。これを徴税に活用することによって、税の捕捉率を高めることによる増収効果も見込まれる。納税者背番号制の導入は政治的ハードルが高いが、ベーシック・インカムとセットにすることによって導入が容易になることが期待できよう。

他の論者との最大の相違は、資本回収として死亡時一括払い世代別人頭税を課す点にある。人的資本への投資であるので、本人死亡時に出資金を回収するのは合理性がある。換言すれば、死ぬときにそれまで社会から受けてきた恩恵を清算するのだ。その際、生年、死亡年によって定まる税を徴収することになる。それにはベーシック・インカムだけでなく、その他の社会保障全般も含めることによ

って、世代間格差⁷を是正できる。もちろん、世代間格差の調整方法として死亡時に資産課税することに対しては異論もあるだろう。つまり、賦課方式の社会保障によって高齢者に所得が移転したとしても、相続によって次の世代に移転すれば世代間格差は調整されることになるからだ。しかし、賦課方式の社会保障は言わば不特定多数の後の世代からの仕送りであるので、還元する場合も特定個人ではなく社会全体に対して行う方が整合的である。さらに言えば、長寿化に伴い、高齢者から高齢者に相続されることが多くなり、現役世代が直接的に還元を受けることが少なくなっている事情も考慮にいれるべきである。

このような新税を設けたとしても、高齢者は貧富の差が大きく資産格差があるため、定められた人頭税を完全に払いきれない人も多いだろう。そのデフォルトによる不足分を同一世代内である程度埋め合わせるため、実際の受益金額よりも若干高めに人頭税の金額を設定すべきである。その上乘せ分の位置付けはつぎの通りである。現行の賦課方式の社会保障制度では現役世代から高齢者へと、世代間の所得移転が発生する。しかし高齢世代であっても、同一世代内での互助もあってしかるべきであろう。そこで、本来同一世代内での互助で行うべき福祉を後の世代に委ねた分を負担してもらうのである。

また、ベーシック・インカムの財源として相続税を当てることは従来から考えられていた⁸。相続税と本稿の世代別人頭税との相違は課税の理念にある。本稿の立場では自分の資産は自由に処分することを認めるが、社会全体、特に後の世代から移転した分は、自分の稼得資産ではないので死亡時に社会に還元すべきだと考える。相続税の場合、財産権の自由を重視する立場からは課税の根拠自体が論点となりうるからである。また相続税を財源とする場合、実務的に事業継承の問題や、富裕層の海外逃避の問題が発生する。本稿の新税を採用すると、実質的に相続税が 100%になるのと同じことになる人が多くなるが、一方で従来よりも富裕層の負担は軽くなる。この点についてはリベラル派には異論もあろうが、再分配策と人的資本投資との理念の相違を峻別すべきである。一般に相続時に問題となりがちな事業や不動産に関しては、人頭税部分を金融資産への貯蓄・投資、あるいは生命保険等で支払えばよいので、従来よりも対処が容易になるだろう。もちろん、世代別人頭税に加えて、相続税も併用するという選択肢もある。ただし税制を複雑化すると、夫婦間の財産分割や生前贈与等の問題に対しても、より慎重な検討が必要になるだろう。

また、このような新しい税による歳入増だけでなく、既存の社会保障の中でベーシック・インカムに置き換えられる部分や、ベーシック・インカムの所得保障機能によって廃止可能な歳出も多い。生活保護や雇用保険のみならず、農業保護政策や公共事業も大幅に削減できる余地があるはずだ。これらは生活支援の側面も持っているからである。政府の政策分野を絞り込み、福祉、農政、公共事業関連の公務員を大幅に削減すれば、財源捻出の効果は大きいといえる。特に農業保護の場合、OECD が開発

⁷ 世代間格差は世代会計の手法によって推計できる。『平成 17 年度経済財政白書』によれば、その時点で 60 歳以上の世代は 4875 万円の受取超過、20 歳代は 1660 万円の負担超過になるという。また、増島・島澤・村上(2009) では、2005 年時点で 0 歳の生涯純負担は 3500 万円、90 歳だと -2000 万円だとしている。世代会計の場合、推計方法や前提条件によって数値は変わりうるが、世代間格差が大きいことは否定できない。

⁸ 最近の例では、小飼弾(2009)で小飼氏は税率 100%の相続税を財源としたベーシック・インカムを提唱している。また、ベーシック・インカム論者ではないが、日本のリバタリアンとして著名な森村進氏は没収的相続税制度を提唱している。もし課税を容認するのであれば、所得税や消費税よりも相続税の方が正当化しやすいと述べている。

した農業保護指数である生産者支持評価額（PSE : Producer Support Estimate）は、日本の場合、2008年で416億ドルにのぼる。この数値は農産物の内外価格差による消費者負担と農家への補助金等の納税者負担を合わせたものだが、日本の場合、約9割が消費者負担と言われており、欧米と比較して消費者負担が大きいのが特色となっている。つまり、ベーシック・インカム導入とセットで、農業保護を廃止することによって、農産物価格の引き下げが可能となり、特に低所得層に恩恵があるだろう。さらに自由貿易協定の促進による経済効果も含めれば、恩恵はさらに大きくなるだろう。

6 | 既存の年金制度をどう扱うのか

財源を論じるに当たっては、新規財源だけでなくベーシック・インカム導入によって何が削減できるのかを検討することも重要である。その際、政治的に最大の問題となるのは年金の扱い方だろう。基礎年金部分をベーシック・インカムに置き換えるのは問題なかろうが、立岩・斉藤(2010)⁹の試算を見ればわかるように、二階建て部分の扱い方で必要金額が大きく変わってくるからである。二階建て部分を即時廃止できれば話は簡単だが、政治力の強い高齢者が納得しないだろう。

そうなると、現役世代はベーシック・インカムの財源分に加えて、賦課方式の年金部分も負担することになる。つまり、賦課方式の年金を積立方式に変更する場合に発生する二重負担問題と同様のことが起きてしまう。鈴木(2009)は、時間をかけて歴史的負債を清算しつつ、年金制度を賦課方式から積立方式に変更することを提唱している。だが、これは年金制度に限定した議論であり、既存の年金制度の歴史的負債とベーシック・インカムとの間で財源を共通とすれば、どんぶり勘定になりかねない。したがって、ある程度の期間は給付を実質的に削減しつつも制度は存続させなければならないだろう。だが、フラット・タックス導入によって、結果として年金課税の強化が実現する。また、消費税率引き上げによる負担増を併用し¹⁰、死亡時一括払い世代別人頭税導入によって、他の方法よりも早い時期に公的年金制度を収束させることができよう。

5——終わりに

本稿では、ベーシック・インカムを紹介すると同時に、他の社会保障制度との比較やベーシック・インカム批判論の検討によって特徴を明らかにすることを試みた。ベーシック・インカムそのものの歴史は長く、イデオロギーを超えて賛同者がいる。その反面、素朴な懐疑論者に加え、さまざまな立場からの批判があることも確かだ。実のところ、ベーシック・インカムと言っても現状では同床異夢と言って良いかもしれない。具体的に言えば、ベーシック・インカムの先に「大きな政府」を見ているのか「小さな政府」を見ているのかということだ。リベラル派はベーシック・インカムを最低保障として、さらなる保障やベーシック・インカムの水準の引き上げを目指している。逆にベーシック・インカム導入によって現状の制度を一度整理して、既得権を見直す契機として位置付ける立場もある。前者であ

⁹立岩・斉藤(2010)前掲書では、公的年金の二階部分を廃止しない場合と廃止する場合の両者について試算している。ベーシック・インカム導入の新規コストは前者で81.63兆円、後方で58.41兆円である。それに見合う消費税の税率は前者の場合で約39%、後方で約28%になるという。

¹⁰ただし、消費税率アップによる物価上昇分を物価スライドに反映させずに、年金受給者にも実質的負担を求める必要がある。

れば小さく生んで漸進的に育てるのが現実的であろうが、後者であれば行政改革とセットにする必要があるので大規模な改革は避けられない。

いずれにせよ、政策論としては財源が最大のボトルネックとなることは第3章6節で記した通りである。現状では財源を確保するために「取れるところから取る」に近い議論が目立ち、結局は再分配の強化を目指すことにしかなくなっていないと言ったら言い過ぎであろうか。また、ベーシック・インカム批判に対する再反論も、異なる思想的背景を持つ人達に対する説得力は乏しいと言わざるを得ない。

そこで本稿では、従来、ベーシック・インカムの副次的効果とされてきた生き方、働き方の多様化を前面に出し、低所得層への生活支援を反射的效果とすることによって、人的資本投資の観点から再構築を行った。権利主体の制度論ではなく、社会への投資としての有益性を中心に据えることによって、イデオロギー色の希薄化を試みた。また、投資であるがゆえに、リターン向上だけでなくリスク低下による効用増も見込めるため、従来のように新制度になると負担増となる人が反対にまわりがちな構造を和らげる効果も期待できよう。さらに、ベーシック・インカムの難点と言える財源問題についても、人的資本投資の側面から定率所得税と死亡時一括払い世代別人頭税を併用することによって、非現実的と批判を浴びがちだった、従来議論に見られた高率の所得税率や消費税率を回避できる可能性を示唆した。

とはいえ、ベーシック・インカムのような大幅な制度変更を伴う改革は、現行制度の既得権者の反対が強いため実現には困難が伴う。しかし、デフレの継続、貧困や福祉における世代間格差の問題等を抜本的に解決するには、いずれにせよドラスチックな改革が必要になるだろう。

参考文献

- [1] 小沢修司(2002)「福祉社会と社会保障改革 ベーシック・インカム構想の新地平」高菅出版、2002年、pp164-180
- [2] 小飼弾(2009)「働かざるもの飢えるべからず」サンガ
- [3] 鈴木亘(2009)「だまされないための年金・医療・介護入門」東洋経済新報社、2009年、pp229-235
- [4] 立岩真也・斉藤拓(2010)「ベーシック・インカム 分配する最小国家の可能性」青土社、2010年、pp323-324
- [5] 橋木俊詔・山森亮(2009)、「貧困を救うのは、社会保障改革か、ベーシック・インカムか」、人文書院
- [6] トニー・フィッツパトリック(2005)「自由と保障 ベーシック・インカム論争」勁草書房、2005年、pp57-84
- [7] 増島稔、島澤諭、村上貴昭(2009)「世代別の受益と負担 ～社会保障制度を反映した世代会計モデルによる分析～」 ESRI Discussion Paper Series No.217
- [8] 森村進(2007)「リバタリアンな相続税」一ツ橋法学、6(3)、1153-1178
- [9] 山森亮(2009)「ベーシック・インカム入門 無条件給付の基本所得を考える」光文社、2009年、pp221-223
- [10] 「生活保護基準未満の低所得世帯数の推計について」(厚生労働省・援護局保護課、平成22年4月9日、ナショナルミニマム研究会(第8回)資料)
- [11] ゲッツ・W・ヴェルナー(2007)「ベーシック・インカム 基本所得のある社会へ」現代書館、2007年
- [12] ゲッツ・W・ヴェルナー(2009)「すべての人にベーシック・インカムを 基本的人権としての所得保障について」現代書館、2009年、pp164
- [13] Bruce Ackerman and Anne Alstott (2000) "The Stakeholder Society" Yale University Press, 2009
- [14] Bruce Ackerman, Anne Alstott, Philippe Van Parijs and Erik Olin Wright(2006) "Redesigning Distribution: Basic Income And Stakeholder Grants As Alternative Cornerstones for A More Egalitarian Capitalism" Verso books, 2006
- [15] A.B. Atkinson(1995) "Public Economics In Action The Basic Income/Flat Tax Proposal" Oxford University Press, 1995
- [16] Charles Murray(2006) "In Our Hands : A Plan to Replace The Welfare State" AEI Press, 2006